

集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱
(事業用太陽熱利用システム)

(平成 26 年 3 月 20 日制定)

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター

集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱

(事業用太陽熱利用システム)

(制定) 平成 26 年 3 月 20 日付 25 都環公総地第 1502 号理事長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都集合住宅等太陽熱導入対策事業実施要綱（平成 23 年 3 月 31 日付 22 環都計第 783 号）第 3 条及び東京都環境公社集合住宅等太陽熱導入対策事業実施要綱（平成 26 年 3 月 7 日付 25 都環公総地第 1481 号）第 3 条に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、平成 26 年度から平成 27 年度までの期間において、都内における社会福祉施設又は医療施設（以下「社会福祉施設等」という。）に太陽熱利用システムを導入する者に対して、その経費の一部を補助することにより、都内への太陽熱利用システムの導入拡大を進めることを目的とする集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）（以下「本事業」という。）における補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設又は医療施設をいう。
- (2) 「社会福祉施設」とは、別表 1-1 に掲げる施設（入所定員又は利用定員が 27 人以下のものに限る。）をいう。
- (3) 「医療施設」とは、別表 1-2 に掲げる施設をいう。
- (4) 「太陽熱利用システム」とは、強制循環式ソーラーシステムその他の液体集熱式又は空気集熱式による太陽熱利用システムをいう。
- (5) 「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) 「社会福祉施設等の運営者」とは、社会福祉施設等の設置者又は開設者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 都内の新築の社会福祉施設等に次条に定める対象システムを設置した事業者のうち、次のア又はイに該当するもの
 - ア 建築主のうち、社会福祉施設等の建物を販売し、又は賃貸する事業を行うもの
 - イ 建築主（アに規定する建築主を除く。）から注文を受けて社会福祉施設等の建物を建設する事業を営む請負人
 - (2) 都内の既築の社会福祉施設等に次条に定める対象システムを設置した事業者のうち、社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者から注文を受けて設置したもの
- 2 2 者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、補助対象者とはならない。

(対象システム)

第4条 補助金の交付対象となる太陽熱利用システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号の要件に適合したものとする。

- (1) 都内の社会福祉施設等に新規に設置されたものであること。
- (2) 社会福祉施設等の事業の用に供する部分に太陽熱利用システムにより発生した熱の供給が行われていること。
- (3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること又は日本工業規格に規定する太陽集熱器の基準相当の性能を持つもので、公益財団法人東京都環境公社理事長（以下「理事長」という。）が認めるものであること。
- (4) 太陽熱利用システムにより発生した熱を給湯に利用する場合にあつては、液体集熱式のうち、自然循環式かつ直接集熱方式によるものでないこと。
- (5) 1の社会福祉施設等において導入される太陽熱利用システムを構成する集熱器（以下「集熱器」という。）の面積が4㎡以上であること。
- (6) 集合住宅等太陽熱導入促進事業（住宅用太陽熱利用システム）の補助を受けていないこと。
- (7) この要綱の施行の日から平成28年3月31日までの期間に設置が完了したものであること。
- (8) 未使用品であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する対象システムの設置に要する経費のうち、別表2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費（対象システムに対し、国、都及び区市町村（以下「国等」という。）が交付する補助金その他の給付金を受ける場合は、当該給付金を控除した額）の2分の1とする。ただし、100,000円に、集熱器の面積（平方メートルを単位とし、小数点以下2位未満を四捨五入したものとする。）を乗じて得た額を限度とする。

2 前項の補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請の受付期間、受付停止等)

第7条 次条の規定による補助金の交付申請にあつてはこの要綱の施行の日から平成28年3月31日までの期間に行うものとする。

2 前項に規定する交付申請の受付は、先着順に行うが、公社の予算の範囲を超えた日をもって、交付申請の受付を停止する。

3 前項に規定する予算の範囲を超えた日に複数の交付申請を受け付けた場合は、当該日に受け付けた交付申請の中で抽選を行い、第10条第1項の審査等の対象とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）補助金交付申請書（兼設置完了報告書）及び別表3に掲げる書類を、理事長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 理事長は、次条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、理事長から要求を受けたときは、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を、理事長の指定する期日までに理事長に提供しなければならない。
- (2) 申請者は、理事長の指定する者が対象システムの稼働状況の調査等を行う場合は、当該調査等に協力しなければならない。
- (3) 申請者は、社会福祉施設等の運営者及び社会福祉施設等の建物の所有者と協力し、社会福祉施設等のパンフレット、ちらし、ホームページその他の広報媒体に、当該社会福祉施設等に太陽熱利用システムを導入していることを記載し、当該社会福祉施設等の利用者等に対し広報を行わなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第10条 理事長は、第8条の規定により申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、かつ、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知する。

- 2 申請者は、前項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同項の規定による通知の受領の日の翌日から起算して1週間以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助金の支払)

第11条 理事長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに同項の申請者に対し補助金を支払う。

(管理及び報告)

第12条 前条の規定により補助金の支払を受けた申請者（以下「被交付者」という。）は、対象システムについて、対象システムの設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、当該対象システムの所有者に善良なる管理者の注意をもって管理させなければならない。この場合において、被交付者は、対象システムに故障等不具合が生じたときは、当該所有者に、速やかに修理させ、又は改善措置をとらせなければならない。

- 2 申請者又は被交付者は、法定耐用年数の期間に、申請者又は被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第2号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）被交付者等住所等変更届を理事長に提出しなければならない。

(自らが所有する対象システムの処分の制限)

第13条 被交付者は、理事長の承認を受けずに、自らが所有する対象システムの処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、当該対象システムの法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 被交付者は、前項本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、様式第3号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）処分承認申請書を、理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、第1項本文の承認をしようとするときは、前項の申請書を受けた後、速やかに同項の申請をした者に通知するものとする。
- 4 被交付者は、第1項本文の承認を受けて対象システムの処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入が補助を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を理事長に納付しなければならない。

（自らが所有しない対象システムの処分の制限）

第14条 被交付者は、自らが所有しない対象システムの処分が行われたときは、当該処分のあった日の属する年度の翌年度の4月末日までに、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める計算式により算出された納付額を理事長に返還しなければならない。ただし、当該対象システムの法定耐用年数の満了日を経過した場合又は天災地変その他のやむを得ない理由により行われた処分であると理事長が認定した場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換又は廃棄（以下この号において「使用等」という。）

納付額＝使用等に係る対象システムの補助金額－（使用等に係る対象システムの補助金額÷使用等に係る対象システムの法定耐用年数）×使用等に係る対象システムの設置の日から使用等の日までの年数

(2) 補助金の交付の目的に反する貸付（以下この号において「貸付」という。） 納付額＝（貸付に係る対象システムの補助金額÷貸付に係る対象システムの法定耐用年数）×貸付に係る対象システムの貸付の年数

2 前項の法定耐用年数及び年数は、月数に換算して計算する。この場合において、当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（交付決定の取消し）

第15条 理事長は、被交付者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又はこの要綱に基づく理事長の請求に応じなかったとき。

2 理事長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに被交付者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 被交付者は、理事長が前条第1項の規定による取消しをした場合は、理事長の請求に応じ、理事長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 理事長は、前条第1項の規定による取消しに基づく返還を請求する場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。

3 被交付者は、前項の規定による加算金の納付の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなけれ

ばならない。

- 4 補助金の支払い後、当該補助金の額が、第6条第1項に定める額を超えたことが判明した場合は、理事長は、被交付者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 5 被交付者は、前項の規定による超過額の返還の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。
- 6 理事長は、補助金の返還を請求した場合において、被交付者がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、被交付者に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を併せて請求するものとする。
- 7 被交付者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第17条 理事長は、本事業の実施に関して知り得た申請者、被交付者、社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者の個人情報については、東京都集合住宅等太陽熱導入対策事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供するほか、国等が行う再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業〔再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業〕その他の助成金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。
- 2 理事長は、補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、申請者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
 - 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、理事長は、申請者、被交付者、社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1-1 社会福祉施設（第 2 条関係）

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項又は第 7 条第 1 項	(1) 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設） (2) 乳児院 (3) 児童養護施設 (4) 児童自立支援施設 (5) 児童自立生活援助事業を行う事業所 (6) 母子生活支援施設
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 13 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 25 条第 6 号	(1) 宿泊型自立訓練の事業を行う事業所（宿泊型自立訓練事業所）
3 障害者総合支援法第 5 条第 15 項	(1) 共同生活援助の事業を行う事業所（グループホーム）
4 障害者総合支援法第 5 条第 8 項	(1) 短期入所の事業を行う事業所
5 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項	(1) 養護老人ホーム (2) 軽費老人ホーム (3) 老人デイサービスセンター (4) 老人短期入所施設
6 老人福祉法第 29 条第 1 項	(1) 有料老人ホーム
7 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 8 項又は第 8 条の 2 第 8 項	(1) 通所リハビリテーションの事業を行う施設 (2) 介護予防通所リハビリテーションの事業を行う施設
8 介護保険法第 8 条第 9 項又は第 8 条の 2 第 9 項	(1) 短期入所生活介護の事業を行う施設 (2) 介護予防短期入所生活介護の事業を行う施設
9 介護保険法第 8 条第 10 項又は第 8 条の 2 第 10 項	(1) 短期入所療養介護の事業を行う施設 (2) 介護予防短期入所療養介護の事業を行う施設
10 介護保険法第 8 条第 18 項又は第 8 条の 2 第 16 項	(1) 小規模多機能型居宅介護拠点 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護拠点

11 介護保険法第8条第19項又は第8条の2第17項	(1) 認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設
12 介護保険法第8条第20項	(1) 地域密着型特定施設
13 介護保険法第8条第21項	(1) 地域密着型介護老人福祉施設
14 介護保険法第8条第22項	(1) 複合型サービスの事業を行う施設
15 介護保険法第8条第24項	(1) 介護老人保健施設
16 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項	(1) 特定民間施設
17 平成13年5月15日老発第192号厚生労働省老健局長通知	(1) 生活支援ハウス（高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設）
18 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条	(1) 婦人保護施設

別表1-2 医療施設（第2条関係）

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項	(1) 診療所
2 医療法第2条第1項	(1) 助産所

別表2 補助対象経費（第5条関係）

費目	補助対象経費		備考
設備費	対象システムの設置に必要な機器本体（太陽集熱器、太陽蓄熱槽及び太陽熱温水器）の設置に必要な経費		土地の取得に必要な経費、賃借料（リース代）及び補助熱源機の設置に必要な経費は補助対象外※
	附属機器	対象システムの設置に必要な集熱配管、制御装置及びこれらに附帯する設備の購入、製造及び架台等の据付に必要な経費 【注記】運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器については、「これらに附帯する設備」に含むものとする。	
工事費	対象システムの設置の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費		基礎工事については機器の基礎以外の工事に必要な経費は、補助対象外

※ 補助熱源機が貯湯槽と一体であり補助対象経費を特定できない場合は、補助熱源機の種類により、全体経費から次に示す一定額を控除するものとする。

補助熱源機の種類		控除額
1	潜熱回収型でない給湯器をシステムに含むもの（3を除く。）	7万円/個
2	潜熱回収型給湯器をシステムに含むもの	10万円/個
3	ヒートポンプ式給湯器をシステムに含むもの	20万円/個

別表3 交付申請書の添付書類（第8条関係）

必要書類		部数
1	法人の寄附行為又は定款の写し	1
2	印鑑証明書の原本（3箇月以内に発行されたもの）	1
3	太陽熱利用システムを設置した施設が社会福祉施設等であることを証明する書類（介護保険事業所指定通知書等の写し等）	1
4	第4条第3号に定めるシステム性能を証明する書類	1
5	対象システムの適正な管理をシステム所有者に行わせることを担保する当該所有者との文書（申請者と対象システムの所有者が異なる場合）	1
6	契約書及び領収書等別表2に定める補助対象経費の積算に係る根拠資料	1
7	対象システムの設置完了日を示す書類	1
8	対象システムを設置した施設の全景写真	1
9	全ての対象システムの設置状態を示す写真	1
10	事業の広報の実施を示す資料（パンフレットの写し等）	1

(様式第1号)

補助事業番号 (公社使用)									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

申請者（代表事業者） 名 称 印
代表者等
住 所

申請者（共同事業者） 名 称 印
代表者等
住 所

集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）
補助金交付申請書（兼設置完了報告書）

公益財団法人東京都環境公社が定める「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱（事業用太陽熱利用システム）」第8条に基づき、以下のとおり申請します。

1 申請者

代表事業者 (事業実施担当者)	住所	〒
	フリガナ	
	申請者(法人名)	
	フリガナ	
	法人代表者(役職名・氏名)	
	担当部署名	
	フリガナ	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E メールアドレス	
(該当する部分に☑) <input type="checkbox"/> 建築主のうち、社会福祉施設等建物の販売を行うもの <input type="checkbox"/> 建築主のうち、社会福祉施設等建物を賃貸する事業を行うもの <input type="checkbox"/> 上記の建築主を除く建築主から注文を受けて社会福祉施設等建物を建設する事業を営む請負人 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者から注文を受けて対象システムを設置したもの		

2 補助金交付申請額

事業費(税抜き)*			都と重複する 国等の補助金額 (D)	国等補助金額 控除後対象経費 (E) = (C-D)
事業に要する経費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C) = (A-B)		
円	円	円	円	円
補助率 (F)	(G) = (E×F)	補助金の上限額		補助金申請額 (J) = (G) ≤ (I) ※100円未満切り捨て
		集熱器面積(H)	(I) = (H×100,000円)	
1/2	円	m ²	円	円

注) *事業費は、「7 事業費」の合計金額(税抜き)を記載してください。

3 国等補助金の申請状況

国等への申請	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請予定なし
事業名			
補助金交付額	円		

注) *事業費は、「7 事業費」の合計金額(税抜き)を記載してください。

4 補助金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)												
支店名 (カタカナで記入)												
銀行番号					支店コード				預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
口座名義 (カタカナで記入)												
口座番号 (右詰)												

5 太陽熱利用システムを設置する施設等の概要

施設概要	所在地	
	施設の名称	
	事業者番号	
	施設運営者名(法人名)	
	法人代表者(役職名・氏名)	
	電話番号	
	建物構造・階数	
	施設の種類	(該当する部分に☑) <input type="checkbox"/> 交付要綱別表 1-1 の () に該当する施設 ※ () 内に別表 1-1 の該当番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 交付要綱別表 1-2 の () に該当する施設 ※ () 内に別表 1-2 の該当番号を記載してください。
	施設定員(*1)	名
延床面積	m ²	
施設所有者概要 (*2)	所在地	〒
	施設所有者名 (法人の場合は法人名)	
	法人代表者(役職名・氏名)	
	電話番号	

*1 施設定員については、入所定員、利用定員又は通所定員を記入してください。なお、診療所の場合は、病床数を記入してください。

*2 施設所有者概要については、施設運営者と異なる場合のみ記入してください。

6 太陽熱利用システムの概要

(1) 太陽熱利用システムの種類と主要設備

太陽熱の利用用途				
設置完了日		平成 年 月 日		
(該当する項目の□にチェックし、各該当箇所に記入) システム性能を証明する書類	<input type="checkbox"/> ベターリビングの優良住宅部品 (BL部品) 認定書	メーカー名		
		システム導入台数	台	
		集熱器総面積の合計	m ²	
		認定番号		
		性能表示書の型式番号		
	<input type="checkbox"/> J I S マーク表示制度認証書 <input type="checkbox"/> その他 ()	集熱器	種類[型式]	
			集熱器総面積の合計	m ²
		蓄熱槽	種類[型式]	
			容量 (材質)	ℓ × 台 = m ³ (材質:)
			保温材の材質・厚さ	
補助熱源		種類[型式]と能力		
	熱源			
太陽熱利用システム概略図 (補助対象設備を赤で記入)				

(2) 機器配置図

集熱器、集熱配管、蓄熱槽、補助熱源の配置（補助対象設備を赤で記入）
（※集中設置方式の場合は、配管ルート図についても記入してください。）

7 事業費

(単位：円)

費目	経費の内容		事業費				
	項目	内訳	事業に 要する経費 (A)	補助対象外 経費 (B)	補助対象 経費 (C)=(A-B)	都と重複す る国等の補 助金額 (D)	国等補助 金額控除後 対象経費 (E)=(C-D)
設備費							
	(小計)						
工事費							
	(小計)						
その他経費							
	(小計)						
	各経費合計						
	消費税						
	総計						

注1) 金額の算定根拠(契約書、領収書等)を添付してください。

注2) 自社でシステムの設置工事を実施し、又は部材等を調達する場合は、その算定根拠を添付してください。なお、自社調達にかかる経費は原価を補助対象とし、利益相当額を排除してください。

注3) 国等の補助金額の算定根拠を添付してください。

8 補助事業実施体制と補助対象システムの管理方法

【補助事業実施体制図】

【太陽熱利用システムの請負会社の選定方法】

【太陽熱利用システムの管理方法】

9 同意事項

<p>交付要綱第9条第2号 理事長の指定する者が対象システムの稼働状況の調査を行うときは当該調査等に協力すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>了承します。</p>
<p>交付要綱第9条第3号 社会福祉施設等の運営者及び社会福祉施設等の建物の所有者と協力し、パンフレット、ちらし、ホームページその他の広報媒体を利用して太陽熱利用についての広報を行うこと。</p>	<p><input type="checkbox"/>了承します。</p>
<p>(任意項目 ※当項目は審査対象ではありません。) 都及び公社の行う太陽熱利用についての広報に活用するため、社会福祉施設等の情報について都及び公社のホームページ・パンフレット等に掲載すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>同意します。 <input type="checkbox"/>同意しません。</p>

(添付資料)

- 1 法人の寄付行為又は定款の写し
- 2 印鑑証明書の原本（3箇月以内に発行されたもの）
- 3 太陽熱利用システムを設置した施設が社会福祉施設等であることを証明する書類
- 4 交付要綱第4条第3号に規定するシステム性能を証明する書類
- 5 対象システムの適正な管理をシステム所有者に行わせることを担保する当該所有者との文書（申請者と対象システムの所有者が異なる場合）
- 6 契約書及び領収書等別表2に定める補助対象経費の積算に係る根拠資料
- 7 対象システムの設置完了日を示す書類（新築の場合は建物の検査済証の写し、既築の場合は対象システムの所有者による設置完了確認書等）
- 8 対象システムを設置した施設の全景写真
- 9 全ての対象システムの設置状態を示す写真
- 10 事業の広報の実施を示す資料（パンフレットの写し等）

(様式第2号)

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

集合住宅等太陽熱導入促進事業(事業用太陽熱利用システム)
被交付者等住所等変更届

公益財団法人東京都環境公社が定める「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱(事業用太陽熱利用システム)」第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業番号			
住 所	〒		
フリガナ 被交付者等 (法人名)			
フリガナ 法人代表者	役職名		氏名
担当部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			
FAX番号			
Eメールアドレス			

変更日		平成		年		月		日	
変更後	住 所	<input type="checkbox"/>	〒					被 交 付 者 等 実 印	
	被交付者等 (法人名)	<input type="checkbox"/>							
	電話番号	<input type="checkbox"/>							
変更前	住 所	<input type="checkbox"/>	〒					変 更 前 被 交 付 者 等 実 印 ※ 1	
	被交付者等 (法人名)	<input type="checkbox"/>							
	電話番号	<input type="checkbox"/>							

※1 対象システムの被交付者等実印に変更が生じた場合のみ、変更前の実印の捺印が必要です。

※2 変更が生じた項目について、該当する新旧それぞれの枠内にチェックを入れ、必要な情報を記入してください。

(注1) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2) この様式は、東京都環境公社が交付申請を受理した日から法定耐用年数の満了日まで、申請者又は被交付者(以下「被交付者等」という。)の住所、法人名等の変更が生じた場合に、当該変更が生じた日から30日以内に提出してください。

(注3) 被交付者等の実印に変更が生じた場合は、変更後の実印の印鑑証明書の原本を提出してください。

(注4) 被交付者等の住所、法人名に変更が生じた場合は、被交付者等の登記簿謄本を提出してください。ただし、事業所を移転することなく、町名変更等により被交付者等の住所が変更となった場合は、登記簿謄本に代わるものとして、区市町村が発行する住居番号等の決定通知書を提出することができます。

【個人情報に関する事項】

本届出書により得られた個人情報は、「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱(事業用太陽熱利用システム)」第17条第1項及び第2項並びに法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

(様式第3号)

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

集合住宅等太陽熱導入促進事業(事業用太陽熱利用システム)
処分承認申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱(事業用太陽熱利用システム)」第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助事業番号			
住 所	〒		
フリガナ 被交付者 (法人名)			
フリガナ 法人代表者	役職名		氏名
担当部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			被 交 付 者
FAX番号			
Eメールアドレス			

1	システム設置場所住所							
2	処分の方法							
3	処分予定日	平成		年		月		日
4	処分の理由							

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2)この様式は、法定耐用年数の満了日までに被交付者自らが所有する対象システムを処分しようとする場合に、提出してください。

【個人情報に関する事項】

本届出書により得られた個人情報は、「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱(事業用太陽熱利用システム)」第17条第1項及び第2項並びに法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱
(事業用太陽熱利用システム)

■発行・編集 平成26年3月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03(5388)3466